

感薬第 1098 の 2  
令和 8 年 3 月 10 日

病 院 長 様  
診療所の長 様

新潟県福祉保健部感染症対策・薬務課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項  
及び第 53 条の 11 第 1 項の規定に基づく届出について（依頼）

日頃、本県の感染症対策行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、医師は、診察の結果、受診者が第一号に掲げる者であると診断したときは、「直ちに」その者について厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長に届け出なければならないこととされています。

また、法第 53 条の 11 第 1 項の規定に基づき、病院の管理者は、結核患者が入院したとき又は入院している結核患者が退院したときは、「7 日以内」に当該患者について厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長に届け出なければならないこととされています。

しかしながら、今年度、厚生労働省が本県に対して実施した公衆衛生関係行政事務指導監査において、法第 12 条第 1 項及び第 53 条の 11 第 1 項の規定が遵守されず、医師及び病院管理者から法定期限を超えて届出された事例について、是正改善を図る必要があると指摘されたところです。

当該届出は、結核患者を保健所において把握し、法第 17 条の規定による健康診断、法第 18 条の規定による就業制限、法第 19 条の規定による入院、法第 37 条第 1 項及び第 37 条の 2 第 1 項の規定による医療費の公費による負担、法第 53 条の 12 第 1 項の規定による結核登録票への登録等を行うための前提となるものであるため、法定期限を遵守して届出を行っていただくようお願いいたします。

**感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）**

第十二条 医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

一 一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者

二 （略）

第五十三条の十一 病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したときは、七日以内に、当該患者について厚生労働省令で定める事項を、最寄りの保健所長に届け出なければならない。

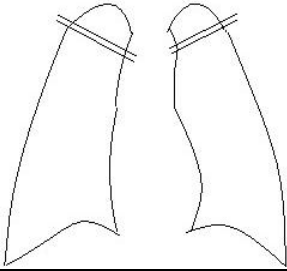
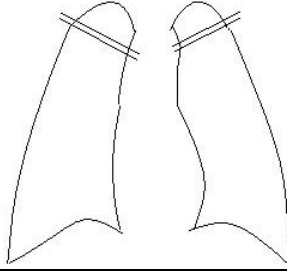
【参考】

- ・感染症法に基づく医師及び獣医師の届出について（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou1/01.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/kekkaku-kansenshou1/01.html)
- ・結核患者の入院・退院届書（別紙1参照）

|   |
|---|
| 感染症対策班 安藤<br>電話：025-256-8748<br>E-mail:ngt040330@pref.niigata.lg.jp |
|---|

## 結核患者の入院退院届書

〔この届出は、病院管理者から結核患者が入院又は退院したとき、7日以内に、保健所長に届出なければならないものである。〕

|   |   |   |   |   |          |
|---|---|---|---|---|----------|
| 患者の住所   |   |   |   |   |          |
| 患者の氏名   |   | 明・大・昭・平・令   |   | 年月日生  | 男・女 (職業) |
| 患者の属する世帯の世帯主の氏名   |   | 保険等の別   | 健保・組合・共済 / (本人・家族)、国保 (一般・退職本人・退職家族)、生保 (保護受給中・保護申請中)、後期高齢者、その他 ( ) |   |          |
| 病名  |   | 入院年月日   |   | 令和  | 年 月 日    |
|   |   | 退院年月日   |   | 令和  | 年 月 日    |
| X線所見  | 入院時   |   |   | 退院時   |          |
|   |  |   |   |  |          |
| 病型  |   | 1. 学研分類<br>2. 病学会分類                               |   | 1. 学研分類<br>2. 病学会分類   |          |
| 結核菌検査   | 年 月 日塗抹 (G 号)、培養 ( )  |   | 年 月 日塗抹 (G 号)、培養 ( )  |   |          |
|   | 検体種類：喀痰・その他 ( )   |   | 検体種類 (喀痰、その他 ) 未検査  |   |          |
|   | 年 月 日塗抹 (G 号)、培養 ( )  |   | ※検体に対する NALC-NaOH 法による処理の有無 有・無                                     |   |          |
|   | 検体種類：喀痰・その他 ( )   |   | 退院時までの化療期間 年 か月<br>(RFP を含む化療期間 年 か月)<br>培養陰性化に要した期間 年 か月           |   |          |
| 年 月 日塗抹 (G 号)、培養 ( )                                    |   | PCR 結果  |   |   |          |
| 検体種類：喀痰・その他 ( )   |   | 活動性<br>1. 活動性肺結核 2. 活動性肺外結核 3. 不活動性<br>4. 活動性不明   |   |   |          |
| ※検体に対する NALC-NaOH 法による処理の有無 有・無                         |   | 病状経過<br>1. 著名軽快 2. 軽快 (a 中等度 b 軽度)<br>3. 不変 4. 悪化 |   |   |          |
| 薬剤感受性試験   |   | 薬品 (mcg/ml)                                       |   | 年 月 年 月   |          |
|   |   | INH [0.2]   |   | 感 完 感 完   |          |
|   |   | INH [1.0]   |   | 感 完 感 完   |          |
|   |   | PFP [40]  |   | 感 完 感 完   |          |
|   |   | SM [10]   |   | 感 完 感 完   |          |
|   |   | EB [2.5]  |   | 感 完 感 完   |          |
| ( )   |   | 感 完 感 完   |   | 死亡の場合<br>1. 結核死 2. その他 (病名 )  |          |
| 医療内容  |   |   |   |   |          |
| 備考  |   | 主治医氏名   |   |   |          |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条の 11 の規定により上記のとおり届け出ます。 |   |   |   |   |          |
| 令和 年 月 日  |   |   |   |   |          |
| 病院名   |   |   |   |   |          |
| 所在地   |   |   |   |   |          |
| 管理者   |   |   |   |   |          |
| 保健所長 様  |   |   |   |   |          |

※入院時の結核菌検査欄及び薬剤感受性試験欄は、公費負担申請書に記載してある場合は記入不要とする。